

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

6 企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書及び同条第5項を削る。

第5条の4を削る。

別表第2中「

| |
|----------|
| 発電管理事務所長 |
| ガス管理事務所長 |

」を「

| |
|----------|
| 発電管理事務所長 |
|----------|

」に改める。

別表第3の特殊現場作業手当の項中「道路の維持補修及び」及び「ガスの流量調査、」を削り、同表の爆発物取扱手当の項及びガス保安監理手当の項を削る。

企業局総務課

長野県企業局事務処理規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成17年3月31日

長野県公営企業管理者 古林弘充

長野県公営企業管理規程第2号

長野県企業局事務処理規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局事務処理規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第28号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、第4項」を削り、同条第4項中「本庁の係長が専決する事項は」を「第2項の規定にかかわらず」に、「とする」を「は、課長があらかじめ指定した職員に専決させることができる」に改める。

第8条第2項を次のように改める。

2 局長が不在のときは経営企画課長が、局長及び経営企画課長が共に不在のときは事業課長がその事務を代決する。

別表第2の1の(1)のウを削り、同エを同ウとし、同3を削り、同4を同3とし、同5を同4とする。

別表第4の1の(1)中「(現地機関の長(本庁課長級職員を除く。))を含む。」を削り、同(3)中「総務課長」を「経営企画課長」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)を同(3)とし、同(1)の次に次の事項を加える。

(2) 現地機関の長(本庁課長級職員を除く。)の勤勉手当の額の決定(経営企画課長に限る。)

別表第4の2の(1)中「総務課長」を「経営企画課長」に改める。

別表第5に次の事項を加える。

5 本庁の職員の寒冷地手当の決定

別表第6の3の(1)中「第4条第1項」を「第3条第1項」に、「個人情報ファイル簿」を「個人情報取扱事務登録簿」に改め、同(2)中「第7条第3項」を「第4条第6項」に、「記録情報の廃棄」を「通知」に改め、同(3)中「第8条第2項」を「第4条第7項」に、「利用又は提供」を「収集目的の明示」に改め、同(4)中「第8条第3項」を「第5条第2項」に、「制限及び措置の要求」を「記録情報の利用又は提供」に改め、同(5)中「第9条」を「第5条第4項」に、「措置の要求」を「通知」に改め、同(6)中「第13条第3項(第19条第3項において準用する場合を含む。)」を「第5条第5項」に、「補正」を「制限及び措置」に改め、同(7)中「第14条第1

項」を「第8条第1項」に、「決定及び通知」を「措置の要求」に改め、同(8)中「第14条第3項」を「第11条第3項」に、「期間の延長及び通知」を「補正の要求」に改め、同(9)中「第15条第1項」を「第16条第1項」に、「開示の実施」を「決定及び通知」に改め、同(10)中「第16条」を「第16条第2項」に、「通知」を「決定及び通知」に改め、同(11)中「第20条第1項」を「第17条第2項」に、「決定」を「期間の延長」に改め、同(12)中「第20条第2項」を「第17条第3項」に、「期間の延長」を「開示決定等」に改め、同(13)中「第20条第3項」を「第18条第1項」に、「訂正の実施」を「事案の移送及び通知」に改め、同(14)中「第21条第4項」を「第19条第1項」に改め、同3に次の事項を加える。

(15) 第19条第2項の規定による通知

(16) 第19条第3項の規定による通知

(17) 第20条第1項の規定による開示の実施

(18) 第24条第3項の規定による補正の要求

(19) 第25条の規定による訂正の実施

(20) 第27条第1項の規定による決定及び通知

(21) 第27条第2項の規定による決定及び通知

(22) 第28条第2項の規定による期間の延長及び通知

(23) 第29条第1項の規定による事案の移送及び通知

(24) 第30条の規定による通知

(25) 第32条第3項の規定による補正の要求

(26) 第35条第1項の規定による決定及び通知

(27) 第35条第2項の規定による決定及び通知

(28) 第36条第2項の規定による期間の延長及び通知

(29) 第37条第1項の規定による通知

別表第6の7を削り、同8を同7とし、同9を同8とする。

附則

この管理規程は、平成17年4月1日から施行する。

企業局総務課

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成17年3月31日

長野県公営企業管理者 古林 弘 充

長野県公営企業管理規程第3号

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

長野県公営企業財務規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「総務課長、電気課長、ガス課長及び水道課長」を「経営企画課長及び事業課長」に改める。

第6条、第8条第1項及び第2項並びに第9条第1項中「総務課長」を「経営企画課長」に改める。

第10条第3項中「総務課長」を「経営企画課長」に改め、同項第3号のアの(7)を削り、同アの(4)を同アの(7)とし、同アの(9)を同アの(4)とし、同号のウを削る。

第11条第2項及び第12条中「総務課長」を「経営企画課長」に改める。

第13条中「総務課長に」を「経営企画課長に」に改め、同条第2号中「総務課長」を「経営企画課長」に改める。

第14条第1項、第2項、第3項及び第5項中「総務課長」を「経営企画課長」に改める。

第22条第1項中「水道及びガスの料金」を「水道料金」に改める。

第29条第3項中「又はガス料金」を削る。

第80条、第105条及び第106条第1項中「総務課長」を「経営企画課長」に改める。

第109条第2項の表中 「総務課長」を「経営企画課長」に改め、同条第4項中「総務課長」を「経営企画課長」に改める。

第112条第2項、第129条、第132条から第134条まで及び第137条中「総務課長」を「経営企画課長」に改める。

別表の第2 ガス事業会計勘定科目表を削り、同表中「第3 水道事業会計勘定科目表」を「第2 水道事業会計勘定科目表」に、「第4 観光施設事業会計勘定科目表」を「第3 観光施設事業会計勘定科目表」に改める。

| | | | | | | |
|-------|-----|-----|------|-----|-----|-------|
| 管 理 者 | 局 長 | 課 長 | 課長補佐 | 係 長 | 係 員 | 担 当 者 |
| | | | | | | |

様式第4号中

| | | | | |
|------|------|------|-----|-------|
| 総務課長 | 課長補佐 | 経理係長 | 係 員 | 担 当 者 |
| | | | | |

を

| | | | |
|---------|---------|-----|-------|
| 決 裁 区 分 | 決 裁 権 者 | 回 議 | 担 当 者 |
| | | | |

に改める。

| | | |
|--------|-----|-------|
| 経営企画課長 | 回 議 | 担 当 者 |
| | | |

| | | | | | | |
|-------|-----|-----|------|-----|-----|-------|
| 管 理 者 | 局 長 | 課 長 | 課長補佐 | 係 長 | 係 員 | 担 当 者 |
| | | | | | | |

様式第5号中

| | | | | |
|------|------|------|-----|-------|
| 総務課長 | 課長補佐 | 経理係長 | 係 員 | 経理担当者 |
| | | | | |

を

| | | | | | |
|------|------|------|---|---|-----|
| 執行機関 | 決裁区分 | 決裁権者 | 回 | 議 | 担当者 |
| | | | | | |

に改め、同様式の備考を削る。

| | | | | |
|------|-------|---|---|-----|
| 出納機関 | 企業出納員 | 回 | 議 | 担当者 |
| | | | | |

様式第13号中「係員」を「担当者」に改める。

様式第30号のガス料金用を削る。

様式第32号中「(様式第32号)(第25条関係)(一般収入金用)」を「(様式第32号)(第25条関係)」に改め、同様式のガス料金用を削る。

| | | | | | | | |
|------|-----|-------|----|------|----|----|-------|
| 執行機関 | 管理者 | 局(所)長 | 課長 | 課長補佐 | 係長 | 係員 | 事務担当者 |
| | | | | | | | |

様式第42号中

を

| | | | | | | |
|------|-------|-------|------|----|----|-------|
| 出納機関 | 企業出納員 | 局(所)長 | 課長補佐 | 係長 | 係員 | 事務担当者 |
| | | | | | | |

| | | | | | |
|------|------|------|---|---|-----|
| 執行機関 | 決裁区分 | 決裁権者 | 回 | 議 | 担当者 |
| | | | | | |

に改める。

| | | | | |
|------|-------|---|---|-----|
| 出納機関 | 企業出納員 | 回 | 議 | 担当者 |
| | | | | |

| | | | | | | | |
|------|-----|-------|----|------|----|----|-------|
| 執行機関 | 管理者 | 局(所)長 | 課長 | 課長補佐 | 係長 | 係員 | 事務担当者 |
| | | | | | | | |

様式第44号中

を

| | | | | | | |
|------|-------|-------|------|----|----|-------|
| 出納機関 | 企業出納員 | 局(所)長 | 課長補佐 | 係長 | 係員 | 事務担当者 |
| | | | | | | |

| | | | | | |
|------|------|------|---|---|-----|
| 執行機関 | 決裁区分 | 決裁権者 | 回 | 議 | 担当者 |
| | | | | | |

に改め、同様式の備考を削る。

| | | | | |
|------|-------|---|---|-----|
| 出納機関 | 企業出納員 | 回 | 議 | 担当者 |
| | | | | |

様式第55号中「係長 係」を「回議 担当者」に改める。

附則

この管理規程は、平成17年4月1日から施行する。

企業局総務課

長野県ガス供給条例施行規程を廃止する管理規程を次のように制定します。

平成17年3月31日

長野県公営企業管理者 古林弘充

長野県公営企業管理規程第4号

長野県ガス供給条例施行規程を廃止する管理規程

長野県ガス供給条例施行規程(昭和46年長野県公営企業管理規程第2号)は、廃止する。

附則

この管理規程は、平成17年4月1日から施行する。

ガス課

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月31日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

長野県人事委員会規則第7号

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則(昭和32年長野県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「別表第2」を「別表」に改め、同条を第2条とし、第4条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(ユニットの設置)

第4条 事務局に、その事務を分掌させるため、ユニットを置くことができるものとし、その設置及び分掌事務の範囲は、局長が定める。

2 前項の場合において、ユニットの事務を管理させるため、ユニットリーダーを置き、主任の職以上の職にある職員のうちから、局長が指定する。

別表第1を削る。

別表第2中

| | |
|-----|------------------------|
| 係長 | 局務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理 |
| 企画員 | 高度な企画調整事務 |

を「企画員 高度な企画調整事務」に改め、同表を別表とする。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

長野県人事委員会事務局処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月31日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

長野県人事委員会規則第8号

長野県人事委員会事務局処理規則の一部を改正する規則

長野県人事委員会事務局処理規則(昭和39年長野県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「のほか、次項に規定する事項以外のもの」を「その他の事項」に改め、同条第2項中「事務局の係長が専決する事項は」を「前項の規定にかかわらず」に、「とする」を「は、事務局長があらかじめ指定した職員に専決させることができる」に改める。

第5条中「総務部職員サポート課長」を「総務部職員サポート課内部事務システム推進室長」に改める。

別表第1の2の(3)中「第8条第1項第7号」を「第8条第1項第8号」に改め、同2の(4)中「第8条第5項」を「第8条第6項」に改める。

別表第2の16を同表の17とし、同表の15を同表の16とし、同表の14の(2)中「第5条第2項」を「第7条第3項」に改め、同14の(3)中「第6条第2項」を「第8条第3項」に改め、同14を同表の15とし、同表の13を同表の14とし、同表の12を同表の13とし、同表の11の次に次のように加える。

12 法第8条第1項第11号の規定による職員の苦情の処理に関すること。

別表第3中「総務部職員サポート課長」を「総務部職員サポート課内部事務システム推進室長」に改め、同表に次のように加える。

5 職員の寒冷地手当の決定に関すること。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

職員任用に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月31日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

長野県人事委員会規則第9号

職員任用に関する規則等の一部を改正する規則

(職員任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員任用に関する規則(昭和34年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第4項」を「第8条第5項」に、「基づき」を「より」に改める。

別表第1の1の4の項中「1 本庁の係長 2 企画員」を「1 企画員」に、「3」を「2」に、「4 主査」を「3 主査」に改める。

別表第3中「歯科医師」を「歯科医師 獣医師」に改める。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

産業活性化・雇用創出推進局長 佐久地方事務所長 上小地方事務所長 上伊那地方事務所長 下伊那地方事務所長 松本地方事務所長 長野地方事務所長 身体障害者リハビリテーションセンター所長 西駒郷所長 県立病院長

信州ブランド・観光戦略局長 地方事務所長 身体障害者リハビリテーションセンター所長 県立病院長 環境保全研究所長

田保健所長」を「佐久保健所長 上田保健所長」に、

「公衆衛生専門学校長 医療技監」を「医療技監」に、

「情報技術試験場長 工業試験場長 精密工業試験場長 食品工業試験場長」を「工業技術総合センター所長」に、

「上田建設事務所長 飯田建設事務所長」を「上田建設事務所長」に、「警察本部の部長」を

「生涯学習推進センター所長 警察本部の部長」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務局の項中「人事活性化チーム、財政改革チーム又は」を「人財活用チーム、財政改革チーム又は」に、「産業活性化・雇用創出推進局長」を「信州ブランド・観光戦略局長」に、「政策秘書幹 政策推進幹 部」を「部」に、「企画幹並びに政策促進チーム、公共事業改革チーム、人事活性化チーム、財政改革チーム及び行政システム改革チームの企画幹 高速交通網整備推進幹 技術管理室の主任専門指導員 検査課の分室長」を「企画幹 政策秘書幹 政策推進幹」に、「主任企画員(秘書担当のもの及び経営戦略局内の調整を担当するものに限る。)並びに政策促進チーム」を「秘書担当又は経営戦略局内の調整の担当の主任企画員、企画員、主査及び主任並びに秘書担当の主事 政策促進チーム」に、「人事活性化チーム、財政改革チーム及び行政システム改革チームの主任企画員 秘書広報チームの企画員(秘書担当のもの及び経営戦略局内の調整を担当するものに限る。)並びに政策促進チーム、公共事業改革チーム、人事活性化チーム、

財政改革チーム及び行政システム改革チームの企画員」を「人財活用チーム及び行政システム改革チームの企画幹、主任企画員、企画員、主査、主任及び主事 財政改革チームの企画幹、主任企画員及び企画員」に、「庁舎係長」を「県庁舎の管理に関する事務の管理を担当する企画幹、主任企画員、企画員、主査又は主任」に、「法務係長及び法務係の企画員 秘書広報チームの秘書担当の主査、主任及び主事並びに政策促進チーム、公共事業改革チーム、人事活性化チーム及び行政システム改革チームの主査、主任及び主事並びに情報公開課法務係の主査、主任及び主事」を「条例案の審査を担当する企画幹、主任企画員、企画員、主査、主任及び主事 技術管理室の主任専門指導員 検査課の分室長」に、

「西駒郷 所長 管理部長」を

「西駒郷地域生活支援センター 所長」に、

「技術専門学校 校長」を

「技術専門学校 若年者就業サポートセンター 校長 所長」に、「副所長 次長」

を「所長 副所長 次長」に、

「情報技術試験場 工場試験場 精密工業試験場 食品工業試験場 場長 管理部長 場長 管理部長 場長 管理部長 場長 管理部長」を

「工業技術総合センター 所長 次長 部門長」に改め、同表の教育委員会事務局及び教育機関の項中「企画幹 自律教育課の教育幹 義務教育課の教員の人事担当の主任企画員 教育振興課教育振興係の係長、企画員、主査及び主任 義務教育課の教職員係長、管理係長及び教育支援主事 義務教育課教職員係の人事又は給与担当の企画員、主査、主任及び主事(企画に関する事務を行うものに限る。) 高校教育課の教職員係長、管理係長及び教育支援主事 高校教育課教職員係の人事、給与又は服務担当の主査、主任及び主事(企画に関する事務を行うものに限る。)

高校教育課管理係の企画員及び主査」を「企画幹並びに秘書担当又は人事、給与若しくは服務担当の主任企画員、企画員、主査及び主任 義務教育課の教育幹、教育支援主事並びに教職員の人事又は給与を担当する企画幹、主任企画員、企画員、主査、主任及び主事(企画に関する事務を行うものに限る。) 高校教育課の教育幹、教育支援主事、教職員の人事若しくは給与又は高等学校の設置若しくは廃止を担当する企画幹、主任企画員、企画員、主査、主任及び主事(企画に関する事務を行うものに限る。) 自律教育課の教育幹」に、「次長」を「所長 次長」に、

「少年自然の家 所長」を「少年自然の家 所長 副館長 県立歴史館 副館長」に

改め、同表の人事委員会事務局の項中「係長 企画員」を「企画員」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第4条 給料の調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の諏訪湖健康学園の項中

「児童の心理学的治療に従事することを本務とする職員」 6 を

| | |
|--------------------------|---|
| 児童の心理学的治療に従事することを本務とする職員 | 6 |
| 看護師又は准看護師である職員 | 3 |

に改め、

同表の西駒郷の項を次のように改める。

| | | |
|---------------|-----------------------------|----|
| 西駒郷地域生活支援センター | 西駒郷の入所者の自律訓練に従事することを本務とする職員 | 12 |
| | 知的障害者の相談及び支援に従事することを本務とする職員 | 3 |

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第5条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

附則別表中「情報技術試験場の管理部長以外の部長 工業試験場の管理部長以外の部長 精密工業試験場の管理部長以外の部長 食品工業試験場の管理部長以外の部長」を「工業技術総合センターのチームリーダー(技術連携支援チームリーダー及びサポートチームリーダーを除く。)及び研究企画幹」に改める。

別表のアの知事の事務部局の項中

「産業活性化・雇用創出推進局長 佐久地方事務所長 上小地方事務所長 上伊那地方事務所長 下伊那地方事務所長 松本地方事務所長 長野地方事務所長」を

「信州ブランド・観光戦略局長」に、「西駒郷所長 県立病院長」

を「県立病院長 環境保全研究所長」に、「上田保健所長 飯田保健所長」を「佐久保健所長 上田保健所長 飯田保健所長」に、

「公衆衛生専門学校長 医療技監」を「医療技監」に、

「情報技術試験場長 工業試験場長 精密工業試験場長 食品工業試験場長」を「工業技術総合センター所長」に、

「上田建設事務所長 飯田建設事務所長」を「上田建設事務所長」に、

「消防学校長 諏訪地方事務所長 木曾地方事務所長 北安曇地方事務所長 北信地方事務所長」を「消防学校長」に、「上田保健所長、」を「佐久保健所長、上田保健所長、」に改め、「飯田建設事務所長」を削り、

「佐久地方事務所副所長 上小地方事務所副所長 上伊那地方事務所副所長 下伊那地方事務所副所長 松本地方事務所副所長 長野地方事務所副所長」を

「地方事務所副所長」に、「信濃学園長」を

「信濃学園長 西駒郷地域生活支援センター所長」に、「労政事務所長」を

を「労政事務所長 公衆衛生専門学校長」に、「技術専門校長」を

「工業技術総合センターの次長、研究技監及び部門長 技術専門校長 若年者就業サポートセンター所長」に、

「工業振興幹」を「NPO推進幹 工業振興幹」に、

「森林組合検査幹 高速交通網整備推進幹 道路計画幹」を「森林組合検査幹」に、

「広域排水事業対策幹」を「広域水利事業対策幹」に、

「西駒郷の部長 精神保健福祉センター次長」を

「精神保健福祉センター次長」に、

「研究技監 環境保全研究所次長 情報技術試験場管理部長 工業試験場管理部長 精密工業試験場管理部長 食品工業試験場管理部長 工科短期大学の副校長、事務局長及び教授 長野技術専門学校訓練課長」を

「研究技監(工業技術総合センターの研究技監を除く。) 環境保全研究所次長 工業技術総合センター技術連携支援チームリーダー 工科短期大学の副校長、事務局長及び教授」

に改め、同アの教育委員会の事務局及び教育機関の項中

「総合教育センター所長」を

「総合教育センター所長 生涯学習推進センター所長」に、

「生涯学習推進センター次長」を

「生涯学習推進センター次長 歴史館副館長」に改め、同表のうち

「銃器対策官 組織窃盗対策官 広域捜査官 機動捜査隊長 意見聴取官」を「広域捜査官 機動捜査隊長 組織窃盗対策官 情報分析官 暴力団排除対策官 意見聴取官 薬物銃器対策官」に改める。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月31日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

長野県人事委員会規則第10号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「|北佐久郡望月町大字協和字唐沢3,489の67|」を「|佐久市協和字唐沢3,489の67|」に、「|奈川村警察官駐在所|南安曇郡奈川村4,237の1|」を「|松本市奈川警察官駐在所|松本市奈川4,237の1|」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月31日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

長野県人事委員会規則第11号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「社団法人長野県観光協会」を「社団法人信州・長野県観光協会」に、「財団法人長野県建築住宅センター 社団法人長野県地域開発公団」を「財団法人長野県建築住宅センター」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

人事委員会事務局